

一般財団法人太田綜合病院 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人太田綜合病院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命の尊厳を基本理念として、地域住民の健康保持及び福祉増進に寄与することを自らの使命とし、地域医療の向上を図るため、関係各法の精神に則り、保健・医療・福祉の向上に関する活動を推進するほか、これらに関連する公益事業及び医学研究事業を行い、もって地域社会に継続的に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院等、医療の提供に必要な施設の運営
- (2) 介護保険に関する事業及び事業所等の運営
- (3) 救急医療と災害救助の推進に関する事業
- (4) 周産期及び新生児医療に関する研究及び事業
- (5) 難病、がんの治療及び研究に関する事業
- (6) 感染症の予防、治療に関する研究及び事業
- (7) 健康増進及び予防医学に関する事業
- (8) 公衆衛生、精神保健、労働衛生及び学校保健等に関する事業
- (9) 訪問診療、訪問看護等の提供に関する事業
- (10) 医師等の研修及び臨床研修病院に関する事業
- (11) 医歯薬学学生等の育英事業
- (12) 看護師の養成に関する事業
- (13) 地域の保健・医療・福祉を担う人材の育成及び支援事業
- (14) 医歯薬学研究の奨励及び助成事業
- (15) 社会福祉事業に対する助成事業
- (16) 生活困窮者等に対する無料又は低額診療事業
- (17) その他この法人の目的達成に必要と認める事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類については、会計監査人の監査を受けた上で、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第10条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第11条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以

上の承認を受けなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員12名以上18名以内を置く。ただし、評議員現在数は理事現在数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある

者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができることとし、評議員の地位にあることのみに基づいては支給しない。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 役員及び評議員等の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第20条 評議員会の決議は、評議員現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わることができない。

3 次の決議は、第1項の規定に加え、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等の報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員会運営規程)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内の副理事長及び1名の専務理事または常務理事、並びに6名以内の常任理事を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事または常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事または常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行する。
 - 4 専務理事または常務理事及び常任理事は、理事長の指示により日常業務を執行する。
 - 5 理事長、副理事長、専務理事または常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができることとし、理事又は監事の地位にあることのみに基づいては支給しない。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定めることとし、会計監査人の地位にあることのみに基づいては支給しない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条第1項の規定により、役員等のこの法人に対する損害賠償責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、事情を勘案して、特に必要と認めるときは、最低責任限度額を控除した額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(外部役員等の責任限定契約)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条第1項の規定により、外部役員等との間に、この法人に対する損害賠償責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした責任限定契約を締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事または常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、理事現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(常任理事会)

第40条 この法人に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事または常務理事、常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は、法令及びこの定款で定める理事会及び評議員会において決議すべき事項について、その内容の確認及び調整等を行うとともに、日常業務執行上における各種重要事項について決定するものとする。
- 4 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める常任理事会運営規程による。

第8章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

第41条 この法人に、任意の機関として、会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - (3) 理事長の指示により本法人の目的達成のために活動すること。
- 3 会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 会長及び顧問に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができることとし、会長及び顧問の地位にあることのみに基づいては支給しない。
- 5 会長及び顧問の任期は、理事会における選任時に決定するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併、事業の譲渡)

第43条 この法人が合併あるいは事業の全部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 この法人が事業の一部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項及び第2項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わる
ことができない。

(公益目的事業以外の事業)

第44条 この法人が公益目的以外の事業を行う場合は、公益目的以外の事業に関する重要な事項
について、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を
受けなければならない。

(解 散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令
で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若し
しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1
7号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当
する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法
人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項にお
いて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行
する。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等
に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替え
て準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登
記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日と
し、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	堀江孝至	太田健三	太田 宏	遠藤隆雄
	松田 信	山崎 繁	迎 慎二	井上 実
	三澤敬典	糠澤修一	太田三知子	市川忠廣
監事	齊藤久之丞	金森 良		

- この法人の最初の代表理事は堀江孝至、最初の会計監査人は渡辺和栄とする。

- この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

太田健三	太田 宏	遠藤隆雄	松田 信	山崎 繁
迎 慎二	井上 実			

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有馬賢一	石田宏壽	伊藤 和	太田昌宏	大槻順一
菊地俊彦	齋藤ちづ子	佐久間崇之	高橋京子	坪井永保
福井邦頭	渡邊健寿	渡辺隆弘		

別表 基本財産（この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土 地	18,984.20㎡ 福島県郡山市西ノ内二丁目40番1 福島県郡山市西ノ内二丁目42番1 福島県郡山市西ノ内二丁目42番2 福島県郡山市西ノ内二丁目46番1 福島県郡山市西ノ内二丁目46番2 福島県郡山市西ノ内二丁目55番 福島県郡山市西ノ内二丁目56番 福島県郡山市西ノ内二丁目57番 福島県郡山市西ノ内二丁目80番 福島県郡山市西ノ内二丁目81番 福島県郡山市西ノ内二丁目84番 福島県郡山市西ノ内二丁目85番 福島県郡山市西ノ内二丁目86番 福島県郡山市西ノ内二丁目87番 福島県郡山市西ノ内二丁目241番 福島県郡山市西ノ内二丁目248番 福島県郡山市西ノ内二丁目249番1 福島県郡山市西ノ内二丁目254番 福島県郡山市西ノ内二丁目340番2

附 則 （第8章の名称及び第41条の一部改正）

本改正は、評議員会決議の日（2023年6月24日）より施行する。